

消 防 局 訓 令 番 号	消防局訓令名	公布年月日
消 防 局 訓 令 第 1 号	さいたま市消防吏員の服装に関する規程の一部を改正する訓令	令和2年3月31日
消 防 局 訓 令 第 2 号	さいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規程の一部を改正する訓令	令和2年3月31日
消 防 局 訓 令 第 3 号	消防局長の権限に属する事務に係る事務専決規程の一部を改正する訓令	令和2年3月31日

消防局訓令第1号

さいたま市消防吏員の服装に関する規程の一部を改正する訓令

さいたま市消防吏員の服装に関する規程（平成13年さいたま市消防本部訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(手袋)</p> <p>第15条 手袋の着用は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>革手袋及び防火手袋</u>は、消火活動、訓練その他の業務に従事する場合に着用するものとする。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(靴)</p> <p>第17条 靴の着用は、次に掲げるとおりとする。ただし、所属長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>短靴は、次号から第4号までに規定する場合以外の場合</u>に用いるものとする。</p> <p>(2) <u>パンプスは、女性消防吏員が正装の場合に着用するものとする。</u></p> <p>(3) <u>編上靴は、救助隊員が原則着用するほか、消防隊員及び救急隊員が災害活動、警戒、訓練等に従事する場合に着用するものとする。</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) <u>前各号の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、短靴、パンプス、編上靴及び防火長靴以外の靴を着用することができる。</u> ア～ウ [略]</p> <p>(階級章等)</p> <p>第22条 <u>階級章、名札、き章、消防長章並びに上級予防技術資格者章及び予防技術資格者章</u>の着用被服は次に掲げるとおりとし、着用位置については別図のとおりとする。</p>	<p>(手袋)</p> <p>第15条 手袋の着用は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 革手袋及び<u>耐切創繊維手袋</u>は、消火活動、訓練その他の業務に従事する場合に着用するものとする。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(靴)</p> <p>第17条 靴の着用は、次に掲げるとおりとする。ただし、所属長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>男性消防吏員の短靴及び女性消防吏員のパンプスは、正装及び略装を着用する場合</u>に用いるものとする。</p> <p>(2) <u>女性消防吏員の短靴は、略装を着用する場合に用いるものとする。</u></p> <p>(3) <u>活動靴は、消防隊員及び救急隊員が原則着用するものとする。</u></p> <p>(4) 編上靴は、救助隊員が原則着用するほか、消防隊員及び救急隊員が災害活動、警戒及び訓練等に従事する場合に着用するものとする。</p> <p>(5) <u>長靴は、雨雪時又は作業の性質上必要と認められる場合に着用するものとする。</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) 次に掲げる場合には、<u>活動靴又は編上靴以外の靴を着用することができる。</u></p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(階級章等)</p> <p>第22条 階級章、名札、き章、消防長章及び<u>予防技術資格者章</u>の着用被服は次に掲げるとおりとし、着用位置については別図のとおりとする。</p>

(1)～(3) [略]

(4) 上級予防技術資格者章及び予防技術資格者章は、冬服及び夏服に着用する。

別表（第2条関係）

(1) 消防吏員の服装

品名	区分	摘要
[略]		
<u>防火手袋</u>	[略]	紺色の難燃繊維の織物とする。
[略]		
上級 予防 技術 資格 者章	製式	生地を金色とする。 アルミ製で、上段に「Fire Prevention Expert」、下段に「予防技術資格者」の文字を黒色で表示し、それらの左側に市章を表示する。市章部分のうち文字は黒色、左右弧は黄緑色、他は緑色とする。裏面については、安全ピンとする。 形状及び寸法は、図のとおりとする。
予防 技術 資格 者章	[略]	<u>上級予防技術資格者章と同様とする。ただし、生地は銀色とする。</u>
[略]		

(2) [略]

図（数字は、寸法を示し、その単位は、ミリメートルとする。）

[消防吏員]

[略]

上級予防技術資格者章及び予防技術資格者章

[略]

表

裏

(1)～(3) [略]

(4) 予防技術資格者章は、冬服及び夏服に着用する。

別表（第2条関係）

(1) 消防吏員の服装

品名	区分	摘要
[略]		
<u>耐切創繊維手袋</u>	[略]	紺色の耐切創繊維の織物とする。
[略]		
予防 技術 資格 者章	[略]	<u>生地を金属色としたアルミ製で、上段に「Fire Prevention Expert」、下段に「予防技術資格者」の文字を黒色で表示し、それらの左側に市章を表示する。市章部分のうち文字は黒色、左右弧は黄緑色、他は緑色とする。裏面については、安全ピンとする。</u> 形状及び寸法は、図のとおりとする。
[略]		

(2) [略]

図（数字は、寸法を示し、その単位は、ミリメートルとする。）

[消防吏員]

[略]

予防技術資格者章

[略]

表

裏



附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現に給与されている活動靴及び長靴の着用については、この訓令による改正後のさいたま市消防吏員の服装に関する規程第17条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

消防局訓令第2号

さいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規程の一部を改正する訓令
さいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規程（平成13年さいたま市消防本部訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

品目		区分	男性消防吏員		男性消防隊員		救急隊員		救助隊員	
		1回に申請できる最大数量	数量1当たり	1回に申請できる最大数量	数量1当たり	1回に申請できる最大数量	数量1当たり	1回に申請できる最大数量	数量1当たり	
冬帽		1	8	1	8	1	8	1	8	
夏帽		1	9	1	9	1	9	1	9	
冬服	上衣	2	38	2	38	2	38	2	38	
	ズボン	2	23	2	23	2	23	2	23	
	ネクタイ	2	3	2	3	2	3	2	3	
	バンド	2	5	2	5	2	5	2	5	
夏服	上衣（長袖）	2	17	2	17	2	17	2	17	
	上衣（半袖）	2	16	2	16	2	16	2	16	
	ズボン	2	14	2	14	2	14	2	14	
冬服用防寒衣		1	41	1	41	1	41	1	41	
白手袋		4	1	4	1	4	1	4	1	
短靴		2	14	2	14	2	14	2	14	
略帽		2	6	2	6	2	6	2	6	
活動服	上衣	2	20	2	20	2	20	2	20	
	ズボン	2	17	2	17	2	17	2	17	
	バンド	2	2	2	2	2	2	2	2	
夏活動服	上衣	2	20	2	20	2	20	2	20	
	ズボン	2	17	2	17	2	17	2	17	
活動用防寒衣		1	29	1	29	1	29	1	29	
雨衣		2	29	2	29	2	29	2	29	
編上靴		2	24	2	24	2	24	2	24	
防火長靴		1	23	1	23	1	23	1	23	

冬救急服	上衣					2	2 7		
	ズボン					2	2 0		
	バンド					2	5		
夏救急服	上衣（長袖）					2	2 5		
	上衣（半袖）					2	2 4		
	ズボン					2	1 9		
救急服襟						6	2		
救助服	上衣							2	4 2
	ズボン							2	4 1
夏救助服	上衣							2	4 2
	ズボン							2	4 1
保安帽		1	1 2	1	1 2	1	1 2	1	1 2
シャツ	長袖	4	6	4	6	4	6	4	6
	半袖	4	5	4	5	4	5	4	5
革手袋		4	5	4	5	4	5	4	5
作業用手袋		4	4	4	4	4	4	4	4
防火手袋		4	1 6	4	1 6	4	1 6	4	1 6
名札	活動服	4	1	4	1	4	1	4	1
	救急服					4	1		
	救助服							4	1
音楽隊冬・夏服用短靴		1	1 8	1	1 8	1	1 8	1	1 8

別表第2（第2条関係）

品目		区分	女性消防吏員		女性消防隊員		救急隊員	
			1回に申請できる 最大数量	数量1当 たりの点 数	1回に申請できる 最大数量	数量1当 たりの点 数	1回に申請できる 最大数量	数量1当 たりの点 数
冬帽			1	14	1	14	1	14
夏帽			1	17	1	17	1	17
冬服	上衣		2	38	2	38	2	38
	スカート		2	28	2	28	2	28
	ズボン		2	24	2	24	2	24
	ベスト		2	25	2	25	2	25
	ネクタイ		2	7	2	7	2	7
夏服	上衣（長袖）		2	17	2	17	2	17
	上衣（半袖）		2	17	2	17	2	17
	スカート		2	16	2	16	2	16
	ズボン		2	16	2	16	2	16
	バンド		2	5	2	5	2	5
冬服用防寒衣			1	41	1	41	1	41
白手袋			4	1	4	1	4	1
パンプス			2	16	2	16	2	16
短靴			2	14	2	14	2	14
略帽			2	6	2	6	2	6
活動服	上衣		2	20	2	20	2	20
	ズボン		2	17	2	17	2	17
	バンド		2	2	2	2	2	2
夏活動服	上衣		2	20	2	20	2	20
	ズボン		2	17	2	17	2	17
活動用防寒衣			1	29	1	29	1	29

雨衣		2	2 9	2	2 9	2	2 9
編上靴		2	2 4	2	2 4	2	2 4
防火長靴		1	2 3	1	2 3	1	2 3
冬救急服	上衣					2	2 7
	ズボン					2	2 0
夏救急服	上衣（長袖）					2	2 5
	上衣（半袖）					2	2 4
	ズボン					2	1 9
救急服襟						6	2
保安帽		1	1 2	1	1 2	1	1 2
シャツ	長袖	4	6	4	6	4	6
	半袖	4	5	4	5	4	5
革手袋		4	5	4	5	4	5
作業用手袋		4	4	4	4	4	4
防火手袋		4	1 6	4	1 6	4	1 6
名札	活動服	4	1	4	1	4	1
	救急服					4	1
音楽隊冬・夏服用短靴		1	1 8	1	1 8	1	1 8

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第5条関係）

給与品及び個人貸与品管理状況検査表

年度	所属	階級	職員番号	氏名

1 給与品

品名	使用期間	現有数	今年度申請数	品名	使用期間	現有数	今年度申請数
冬帽	5年			編上靴	3年		
夏帽	5年			防火長靴	5年		
冬服	上衣	5年		冬救急服	上衣	3年	
	ズボン	5年			ズボン	3年	
	スカート	5年			バンド	3年	
	ベスト	5年		夏救急服	上衣（長袖）	3年	
	ネクタイ	3年			上衣（半袖）	3年	
	バンド	3年			ズボン	3年	
夏服	上衣（長袖）	3年		救急服襟	1年		
	上衣（半袖）	3年		救助服	上衣	3年	
	ズボン	3年			ズボン	3年	
	スカート	3年		夏救助服	上衣	3年	
冬服用防寒衣	5年		ズボン		3年		
白手袋	1年			保安帽	5年		
短靴	3年			シャツ	長袖	1年	
パンプス	3年				半袖	1年	
略帽	3年			革手袋	1年		
活動服	上衣	3年		作業用手袋	1年		
	ズボン	3年		防火手袋	1年		
	バンド	3年		名札	活動服	3年	
夏活動服	上衣	3年			救急服	3年	
	ズボン	3年			救助服	3年	
活動用防寒衣	5年			音楽隊冬・夏服用短靴	5年		
雨衣	3年						

2 個人貸与品

品名	貸与数	現有数	品名	貸与数	現有数
装備品	階級章	2	防火服	防火帽（消防隊用）	1
	き章	1		しころ（消防隊用）	1
	消防手帳	1		上衣	1
	消防隊員章	1		墜落制止用器具	1
	救急救命士章	1		ズボン	1
	上級予防技術資格者章	1			
	予防技術資格者章	1			
	警笛	1			

備考 1 非該当項目については斜線を引く。

2 給与品の現有数については、使用期間に関わらず使用可能なものの数とする。

所属長 確認印

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

消防局訓令第3号

消防局長の権限に属する事務に係る事務専決規程の一部を改正する訓令

消防局長の権限に属する事務に係る事務専決規程（平成15年消防局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1（第3条関係） 共通専決事項				別表第1（第3条関係） 共通専決事項			
専決事項	課長	署長	部長	専決事項	課長	署長	部長
1 病気休暇及び特別休暇（さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第29号）第21条第1項第3号及びさいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和元年さいたま市規則第51号）第11条第2項第1号を除く。）を承認すること。 (1)～(3) [略]	[略]	[略]	[略]	1 病気休暇及び特別休暇（さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第29号）第21条第1項第3号を除く。）を承認すること。 (1)～(3) [略]	[略]	[略]	[略]
2 職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）の職務専念義務を免除すること（さいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第16号）第2条第10号から第12号までに限る。）。 (1)～(3) [略]				2 職務専念義務を免除すること（さいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第16号）第2条第10号から第12号までに限る。）。 (1)～(3) [略]			
3～8 [略]				3～8 [略]			
9 会計年度任用職員を任免すること。				9 臨時職員を任免すること。			

<p><u>10 会計年度任用職員の職務専念義務を免除すること。(さいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則第2条第9号を除く。)</u></p>	○		
<p><u>11 会計年度任用職員の営利企業等従事を許可すること。</u></p>	○		
<p><u>12 会計年度任用職員の介護休暇、介護時間、育児休業及び部分休業を承認すること。</u></p>	○		
<p><u>13 地方公務員法第28条第2項第1号の規定により、会計年度任用職員に休職を命じること。</u></p>	○		
<p><u>14</u> [略]</p>	[略]		<p><u>10</u> [略]</p>
備考 [略]			備考 [略]

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。